

相模原市告示第464号

相模原都市計画の決定について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年12月2日

相模原市長 本村 賢太郎

1 都市計画の種類及び名称

相模原都市計画地区計画 青葉地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

相模原市中央区青葉二丁目、青葉三丁目、松が丘一丁目、松が丘二丁目及び緑が丘二丁目並びに南区大野台三丁目地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

なし

3 都市計画の図書の縦覧場所

相模原市役所都市建設局まちづくり推進部都市計画課